

平成 30 年度第 3 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会 議事録

日時：平成 30 年 12 月 17 日（月）13:00～14:10

場所：TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 はまなす

1 開会

○山根主幹

定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から「平成30年度第3回北海道農業・農村振興審議会 主要農作物種子生産部会」を開会いたします。本日司会を務めます北海道農政部農政課の山根でございます。皆さんよろしくお願ひいたします。開会に当たりまして、主要農作物種子生産部会の部会長であります柳村部会長から御挨拶いただきます。

○柳村部会長

年末で御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。今回は第3回目の部会でございます。第1回目の部会では条例の骨子案を、第2回目の部会では素案を御審議いただきました。第3回の部会では最終案の審議を行って、大きな問題がなければ、本部会での調査審議を終了するという予定でございます。重要な意味を持つ回となりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○山根主幹

ありがとうございました。次に、農政部長の梶田より御挨拶を申し上げます。

○梶田農政部長

皆様、師走のお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。今、部会長からお話いただきましたとおり、この部会を設置した目的は、北海道の種子をどうするか、という議論を進めさせていただくため、8月、10月とそれぞれの節目で皆様にしっかり御議論いただいたところでございます。そうした御議論を踏まえまして、パブリックコメントをさせていただきまして、多くの道民の皆様から御意見を頂きました。種子の問題がそこにとどまらず、農業全体の問題に関わる大きな話だということで、皆様の関心が非常に高いと感じたところです。そうしたことも踏まえまして、今日は最終的な条例の形として取りまとめをしていただきたいと思いますと考えております。是非皆様から忌憚のない御意見・御提言を頂ければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○山根主幹

次に、委員の出席状況についてでございますが、本日の会議につきましては主要農作物種子生産部会委員8名全員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第33条第2項の規定により、本審議会部会が成立していることを御報告申し上げます。また、北海道農業・農村振興審議会堂地副会長の出席をいただいておりますので御紹介い

たします。それでは、早速議事に入りますが、ここからの議事進行は柳村部会長にお願いいたします。

○柳村部会長

それでは議事を進めてまいります。本日の議事は概ね14時25分に終了したいと考えております。皆様の御協力をお願い申し上げます。それではまず、議題について説明をお願いいたします。

○山野寺農産振興課長

農政部農産振興課の山野寺です。よろしくようお願いいたします。私の方から、お配りしました資料に基づきまして、説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料1「検討スケジュール」の確認についてでございます。10月11日、前回の農業・農村振興審議会第2回部会で、条例素案につきまして調査審議いただき、その素案につきまして、パブリックコメント、広く道民の皆様から意見を1ヶ月間募集しました。本日、12月17日の第3回部会ということで、パブリックコメントの結果概要の報告と、パブリックコメントや道議会での議論を踏まえて取りまとめた条例の案につきまして、調査審議いただきたいと思いますと考えております。その後、本日の御意見等を踏まえ、条例案を検討し、来年31年1月11日に道庁内の「法規審査委員会」で審査をし、条例案の取りまとめを行うというスケジュールで進めていきたいと考えております。

次、資料2-1「パブリックコメント意見募集結果概要」でございます。「1 募集期間」は、10月11日から11月9日までの1ヶ月間。「2 募集結果」については、55の個人・団体から129件の意見が提出されました。「3 意見等の反映状況」でございますが、「A 意見を受けて案を修正したもの」17件、「B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」8件、「C 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」102件、「D 案に取り入れなかったもの」はございません。「E 案の内容についての質問等」が2件ございました。「4 素案からの主な修正点」でございますが、寄せられた意見の中のAの17件の意見を踏まえ、種子計画の策定の中に、優良な種子の安定した供給に重要な「備蓄」を位置付けることといたしました。これにつきましてはまた後ほど説明したいと思います。

2ページ目には「パブリックコメントで寄せられた主な意見」をまとめてございます。「A 意見を受けて修正したもの」につきましては、「種子の安定供給には種子の備蓄が不可欠であり、備蓄について条例に明記する必要がある」という意見でございました。「B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」につきましては、「本道独自に条例を作成し、生産者や道民の生活を守ろうと動き出していることに感謝する」や、「条例を制定することに大賛成である」など、今回の条例を肯定、賛同していただけるものでございました。「C 案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの」については、「GM作物やゲノム編集による品種改良について慎重に対応する条項を条例に設けるべき」、「条例の対象とする作物を広げるべき」、「シンポジウムなど道民へ

の説明の場を設けるなど、時間をかけて検討すべき」などございました。

3ページ目には、寄せられた意見に対する道の考え方を整理してございます。時間の都合上、いくつかの項目だけ紹介します。「1 種子の備蓄について」から、「5 道民への周知」まで、それから4ページでは、「6 民間事業者の参入について」から「10 条例の制定に向けた道の方針について」ということでございますので、また後ほど、御覧いただけたらと思います。

5ページにお進みいただきまして、特に多かった意見に対する道の考え方について、ポンチ絵を使いながら御説明します。数多く寄せられた意見の中で特に、「遺伝子組換え作物が道内に入ってくるのではないか」という懸念が多かったわけですが、それにつきましては、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」によりまして、主要農作物から馬鈴しょ、てん菜、野菜等と、全ての作物についてカバーしておりまして、知事の認可なく開放形一般栽培を禁ずるなど厳格なルールで運用しておりますので、この条例でそれらの御懸念には応えられると考えてございます。また、寄せられた意見で多かったのが、「対象とする作物をもっと広げるべきではないか」という御意見でございました。これについては、調査審議していただいている「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」において、本道における優良な種子の生産・審査体制の確保について定め、道や農業団体で生産している稲・麦類・大豆・小豆、いんげん・えんどう・そばの種子の根拠を定めるものでございます。また、馬鈴しょについては、すでに道では、「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」を制定してございまして、本道における優良な種馬鈴しょの生産・審査体制を確保しています。原種・原原種等につきましては、国や農業団体による生産体制が確立されてございます。てん菜・野菜等につきましては、もうすでに民間による生産の体制が確立されているという状況でございます。

6ページになります。「条例ごとの役割のイメージ②」ということで、一番の柱となるのは「北海道農業・農村振興条例」で、これを基本に地域農業・農村の目指す方向として「第5期農業・農村振興計画」の柱立てにより整理してございまして、その横に関連する条例を記載して、それぞれの役割を整理したものです。例えば「北海道食の安全・安心条例」や「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」などは、食の安全・安心等に関わる役割を果たしていくというものでございます。今回策定を検討しております「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」につきましても、優良な種子、需要に応じた生産供給体制の整備などの役割を果たしているものです。このように色々な条例を組み合わせながら、施策を推進し、対応している状況にございますので、この種子の条例一つで、遺伝子組換え作物の侵入を防止するとか、食の安全を全て担保するというものではなくて、道の様々な条例と施策を対応させて対応しているということで、御理解いただきたいと考えております。

7ページは、これまでも御覧いただいておりますが、作物ごとに種子の生産状況や道の関わりを整理したものです。先ほどの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

8ページには作物別の種子の生産状況について、もう少し分かりやすく説明するため

に整理した資料でございます。今回の条例の対象としております水稻、麦類、大豆、小豆、いんげん・えんどう・そばにつきましては、道における代表的な品種を載せてございますが、育成者につきましては主に道総研でございます。種子の生産においては、道の計画に基づきながら種子生産を行ってございます。それから馬鈴しょにつきましては道内で作付けされているコナフブキですとかトヨシロ、男爵などにつきましては、道総研や国の農研機構で育成されているものでございまして、種子の生産にあたっては、「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」に基づく生産が行われてございます。それに対しまして、てん菜につきましては、作付面積の多い順に、カーベ2K314、パピリカ、アンジーと載せてございますが、その育成者につきましては海外のドイツ、ベルギー、スウェーデンの種苗会社でありまして、種子の生産も育成した種苗会社が行っておりまして、民間による種子の生産体制が確立されてございます。また、野菜、たまねぎ、スイートコーン、かぼちゃ、にんじん、だいこんということで、作付けの多い順番に載せてございます。作付けの多い品種ごとに育成者のところを見ていただければ、よくお分かりになるかと思いますが、全て民間の種苗会社で行われているものでございまして、種子の生産につきましては、民間による種子の生産体制が確立されているということでございます。

このようなことから、9ページにございまして、この度の条例の範囲につきましては、稲・大麦・小麦・大豆、小豆・いんげん・えんどう・そばの原原種・原種及び採種までとしたいと考えてございます。これが主な意見に対する我々の考え方でございます。

なお、資料2-2では、パブリックコメントで寄せられた意見と道の考え方の全件につきまして、取りまとめてございます。85ページに及ぶボリュームがございまして、時間があれば後ほど御覧ください。また、これにつきましては道のホームページで明日公表される予定でございます。

続きまして、条例の案について御説明いたします。条例の案そのものは資料4の方に用意してございます。「法制文書課と調整中」と書かれてございますが、今後、表現ぶりの修正など、調整していかなければならないので、変わっていく余地がございまして。なお、骨格、基本的な部分は今御説明するものから変更ございません。一部の修正ということで御理解いただければと思います。説明につきましては資料3に基づきまして進めさせていただきます。

資料3は右肩にページをふっております。まず、1ページは条例案の構成でございまして。「1 総則」は(1)「目的」から始まりまして(7)「関係機関等の責務」まで、「2 優良種子の生産等」につきましては、(8)「優良品種の認定等」から(15)「財政上の措置」まで、「3 北海道優良品種認定審議会」との構成となっております。

2ページでございます。「制定の趣旨」につきましては、前回説明した素案と同様でございまして、大きく変更してございません。国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠であること、そのためには、優良品種として認定する制度や安定的な原種等の生産、当該優良品種の種子が

生産されるほ場や生産物の審査、知的財産の適正な保護などについて必要なこと、このため、主要農作物等の安定的な供給や品質の確保の実現を図るための条例とすることと明記してございます。

次、3ページ(1)「目的」につきましても素案のときと同様でございます。主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定めること、道や関係機関の責務を明らかにすること、優良品種の認定、原種及び原原種の生産に必要な事項を定めること、これらによりまして、安定的な供給と品質の確保を図り、本道農業の持続的な発展に寄与することを目的といたします。(2)「定義」につきましては、主要農作物、稲、大麦、小麦、及び大豆、それから主要農作物「等」が入りますと、これらに加え、小豆、いんげん、えんどう、そばということで、主要農作物から関係機関等までのそれぞれの用語を定義してございます。

4、5、6ページにつきましては、先ほどパブリックコメントにおける道の考え方で、条例の対象とする作物の範囲について説明しましたので、省略させていただきます。

7ページまでお進みいただきまして、(3)の「基本理念」となります。これも素案と同様、①で優良品種とその優良な種子は、本道の貴重な財産であるとの認識の下、優良種子の安定的な生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であるということ、②でそのためには、関係機関等の相互の連携の下に推進されなければならないことを理念として定めます。

8ページ、9ページには「北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制」を記載しており、本道の種子生産は、多くの関係者がそれぞれの役割を担いながら責務を果たしているということでございますので、それぞれの関係者の責務を定めております。まず(4)「道」の責務につきましては、①で種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、②で関係者と緊密な連携を図る。(5)「品種育成者」につきましては、①で主要農作物等の安定的な供給や品種を育成するよう努めるとともに、②で必要な種子の提供及び生産に資する情報提供に努めるものとします。(6)「種子生産者」は①で適正な栽培等を行うこと、②で安定的な生産や必要な知識及び技術の向上に努めるものとします。(7)「関係機関等」は、道が実施する施策に協力するものとしてございます。

10ページからは「2 優良種子の生産等」でございます。まず(8)「優良品種の認定等」についてでございますが、知事は、収量、病害虫に対する抵抗性等について優れている品種を優良品種として認定することとしており、引き続き、優良品種制度を運営してまいります。ここでは、素案の段階から、②以降の認定に当たっての手続きを加えさせていただいております。②では、認定に当たっては知事への申請が必要であること、③知事が認定するに当たっては、事前に審議会の意見をお聴きすること、④で認定の取消しなどについて規定してございます。

12ページにお進みいただきまして(9)「種子計画の策定」でございます。13ページの図にありますとおり、種子の増殖につきましては、育種家種子から始まり、原原種、原種、採種と段階を経て行われるということで、種子計画を策定していく必要があります。12ページにお戻りいただきまして、これも素案と同様でございますが、①には知事

は種子計画を定めなければならないこと、②に種子計画に定める具体的な事項につきましては、種子の品目ごとに原種ほ・原原種ほ及び採種ほの作付面積、生産量、そしてパブリックコメントで意見を頂きました「原原種の備蓄量」、これについても計画で定めることといたしまして、③で計画の公表について規定してございます。

14ページにお進みいただきまして、(10)「主要農作物の原種及び原原種の生産」、そして(11)「ほ場経営者による種子の生産」です。これにつきましては、15ページの図に記載されているとおり、主要農作物、稲・麦・大豆につきましては、引き続き道が種子生産を行います。そして小豆、いんげん、えんどう、そばについては、民間事業者が種子生産を行うということで、(11)のとおり、道がほ場を指定して民間事業者が種子生産を行うと規定したいと考えております。さらに、稲、麦、大豆についても民間の事業者が行うことができる仕組みの構築を考えているところでございます。この点については、パブリックコメントなどで、民間事業者の参入について慎重になるべきとの意見がございました。その部分の考え方を若干補足で説明させていただきます。15ページの一番下に、民間事業者による生産が想定される事例ということで書かせていただきましたが、一部地域でしか栽培されていない品種ではあるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについては、基本的にJAなどの農業団体が民間事業者として生産する仕組みを考えているところでございます。その実施に当たりましては、道におきまして、14ページ(11)の①に、「知事以外のものが経営するほ場において・・・」等と書かれておりますが、「適正かつ確実に生産されるということが認められる場合には」ということで、道が適切かどうかということをも十分審査するということが、また作られたものにつきましても、15ページに記載しているとおり、その種子計画の策定についてもそうでございますが、種子審査などについても、道が引き続き行っていくということで、引き続き優良な種子の確保に取り組んでいくということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

16ページの(12)「ほ場審査及び生産物審査」につきましては、①にはほ場審査及び生産物審査の具体的な内容を、②に審査については生産者からの請求が必要であり、③で請求があった場合は審査を行わなければならないとしています。(13)「勧告等」については、素案と同様、優良種子の生産のために必要な勧告、助言及び指導を道が行うということでございます。

18ページの(14)「知的財産の保護」につきましても素案と変わりはありません。道は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

19ページの(15)「財政上の措置」についても変わってございません。道は優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な財政措置を行うということでございます。

20ページまでお進みいただきまして、(16)「北海道優良品種認定審議会」でございますが、民間事業者を含む新たな品種開発につきましても、今後も公平性を一層確保し、多様な見地からの意見等を考慮するという必要があることから、知事の附属機関として審議会を設置いたします。21ページにはその審議会について、(17)「所掌事項」、(18)「組織」、(19)「会長及び副会長」、(20)「会議」、(21)「会長への委任」を規

定してございます。

最後になります。22ページでございます。附則については、この条例ができる前に優良品種として認定していたものにつきましては、この条例で認定していったものとみなすということを規定してございます。それから、5年経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案して、この条例の施行の状況等について検討を加えまして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。以上のような条例の中身にしたいと考えてございます。私からの説明は以上です。

○柳村部会長

ありがとうございました。では御説明いただきました内容について、まず1点目ですが、これまで本部会において委員の皆様から頂いた御意見や、パブリックコメントの募集によって道民の皆様から頂いた御意見を十分に踏まえた内容になっているか、そして2点目として、再度検討を要する点やさらに付け加えるべき点がないかなどについて、御議論いただきたいと思いますと考えております。

今回は、これまでの2回と異なり、特段の御意見等がある方に挙手をお願いしたいと考えております。前回までは順番に御指名させていただいて御発言していただきましたが、今回は違った形となりますので、よろしく願いいたします。

それではどなたか御発言ございませんでしょうか。吉村委員、お願いします。

○吉村委員

備蓄というのが今回入ったので、よく聞いていたんですけども、多分原原種を備蓄するということだと思いますが、それは今までどおり原種保存しているところでその種子も一緒に保管するということになるんでしょうか。またその量というのは、際限なく置かれるものではないと思うので、どの程度考えているのかということです。それから原々種については作物になるまで3年間かかりますが、その間に何か万が一のことがあった場合について考えているのでしょうかということを知りたいと思います。

それと今の説明をお聞きしまして、22ページの附則の2なんですけど、「この条例の施行の際、現に知事が生産している」とありますが、現に知事が生産しているのではなく、「道」が生産しているではないでしょうか。どうでしょう。お願いします。

○柳村部会長

他の方はよろしいでしょうか。備蓄について何かございますでしょうか。それでは今の吉村委員の御質問に対して、道の方から回答をお願いします。

○青木農政部次長

次長の青木でございます。それでは今吉村委員からお話のありました備蓄について、対処するのは原原種についてであろうかということ。それから保管の方法、またその量については一般ほで栽培されるまで時間がかかるがどのように考えるのか。それから附則の記載について、お答えをさせていただきます。

○山野寺農産振興課長

御質問ありがとうございます。まず備蓄に関してですが、これまでどおり道総研遺伝資源センターに原原種の備蓄をお願いしようと考えてございます。その必要な期間については、我々はこれまで2年分の原原種を備蓄しておりまして、関係機関の方々と色々議論させていただきまして、2年が適当ではないかということで進めておりますので、基本的にはこれを軸に備蓄をしていきたいと思っております。それから、資料3の22ページの表現の仕方ですが、具体的に何かをするというような場合は「知事」という表現をするのが条例のルール、法政文書上のルールになっているということです。道でも知事でも意味合いは全く同じでございますが、条例上は「知事」と表現するという事です。

○柳村部会長

よろしいでしょうか。それでは小野寺委員をお願いします。

○小野寺委員

本部会等で農業団体として発言をさせていただきまして、これまでの議論の経過からして、北海道農協畑作・青果対策本部委員会の中でも、この種子法に対する考え方を振興局ごとの各組合長会で非常に懸念をされているとのことであつたわけですが、道として早急にこの問題に取り組んでいただいて、今回北海道が条例を制定することに対して、非常に各農協の代表者の方々から感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

特に生産現場では、主要な稲・麦・大豆だけでなく、私どもが主張いたしておりました豆等の種子について取り組んでいただくということで安心と、さらに期待を申し上げたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。またこれらを実行するに当たって、道は予算措置を永久的に、きちっとお願いをして、これからも安心して生産者の方々が優良品種を使ってやっていくということがぜひできるように行っていただきたいということを切にお願いを申し上げます。

そしてまた、本道の気象条件に合った優良な品種の研究と開発は、我々生産者団体も支援させていただくことをお約束させていただきながら、ぜひ道としても試験研究機関と一体となって取り組もうという強い意志を持っていただけるよう、私どもからもひとつお願いをいたしておきたいと思っております。

最後にですけれども、道民・国民に対しての安全安心で高品質な食料を安定的に供給していくために、将来にわたってこの条例がきちっとこの役割を果たして、安定供給に努めていけるように、我々生産者団体としても、さらに強く力強く進めていかなければならないというふうに思っております。また、道の責務が大きく関わってくるわけがありますけれども、JAグループとしてもその責務を負うことを同等に感じながら、道には大きなリーダーシップをとっていただけるようによろしくお願いを申し上げますとともに、本当に各生産者、そして農業団体を代表して、お礼を申し上げたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○柳村部会長

特に回答求める内容ではございませんでしたが、道の方から御発言ございますか。

○梶田農政部長

御意見いただきましてありがとうございます。この条例は文字どおり道が制定いたします。知事の責任もありますし、私どももそれぞれ担当した者が、この条例ができた暁には、その目的を達成するためにきちんと取り組んでいきたいと思っております。私どものリーダーシップも含めて、そして今日御出席いただいております試験研究機関の皆さんと一緒に対応していかなければこの問題は対応できないと考えております。そういったところで、予算はもちろんですけれども、しっかりやっていきたいと思っておりますし、色々な意味でまだ一緒に議論していくことがあるかと思っております。まずは条例の制定を進め、生産者の皆様が安心してやっていけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○貴島特別委員

非常に綿密に条例案が作成されていると思います。御苦労されたことだと資料からわかります。一つお聞きしたいことは、資料3の19ページの30年度予算措置の記載についてです。来年度はまた別の予算措置が講じられるとは思いますが、予算が執行される範囲というのは、例えば、15ページで言うと、主要農作物はもちろんのこと、小豆、いんげん、えんどう、そばの種子生産を行う場合にも予算は充てられるのかということです。もしこの予算に民間業者が関わらないということであれば、パブリックコメントにもありましたように、もう少し条例の対象作物というものを拡大解釈してもいいのではないかという意見も考慮できるのではないのでしょうか。それは予算措置次第だと思いますが、その辺りの検討をお伺いします。

○青木農政部次長

それでは、道の予算措置の内容について、具体的にどういったことに対して措置されているのかということと、今後の優良品種の拡がりについてお答えします。

○山野寺農産振興課長

道の種子に関する予算の使い道でございますが、資料3の15ページでいきますと、主に使っているところは、主要農作物の稲・麦・大豆、これにつきましては道が生産してありますが、実質的にはホクレン等に委託してございますので、その委託費の割合が大きくなっております。それと優良品種の認定に係る事務ですとか、種子計画の策定、それから種子審査に予算が充てられております。そして民間事業者が行う場合について、これは民間事業者が種子生産を行っていくということなので、そこに直接道の予算は充てられません。ですが、説明いたしましたとおり、種子計画の策定や種子の生産物審査・ほ

場審査、これらについては引き続き道が行いますので、その部分についてはこの予算で賄っていきたいと考えてございます。

条例の対象作物の拡大の部分ですが、附則の中にも書いてございますとおり、社会情勢の変化に応じて検討を加えて見直していくということを書いてございますので、現状の道が生産する品種、農協等民間企業が生産する品種、これがベストと思っておりますが、今後色々な情勢変化の中で御議論いただきながら、拡大していく余地は条例の中でも残されていると御理解いただければなと思っております。

○柳村部会長

他にいかがでしょうか。特に特別委員の皆さんいかがでしょうか。

○今井特別委員

先ほど小野寺委員がお話ししたとおりでございますが、私どもの組合としても御礼とお願いをさせていただきたいと思っております。「北海道の主要農作物等の種子の生産に関する条例」案につきましては、小豆・いんげん・えんどう・そばなどの作物も北海道独自に条例の対象になってることについて、非常に感謝しています。今後、本道における安心安全な種子の安定生産について、優良な種子の安定供給を実現するには、総合的な役割を担う道の責務が非常に大きいと思っております。ぜひ引き続き、道のリーダーシップに期待している次第でございます。また、種子生産に関しては、道の予算確保が未来永劫続いていかないと、北海道の農業、種子生産の部分が成り立っていかないと思っておりますので、その辺も踏まえて、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○柳村部会長

他にいかがでしょうか。大西委員お願いします。

○大西特別委員

今日、条例の具体的な案を聞かせていただきましたが、北海道らしい内容で、従来の主要農作物に加えていくつかの品目も幅広く取り上げていただきまして、非常に良くまとめていただいたということで、感謝申し上げます。先ほど原原種はホクレンに委託をしておりますというお話を頂きましたけれども、委託が始まって大体25年くらい経ちます。水稻の種子につきましては、各地で採種組合が立ち上がりまして、今年から来年にかけて50周年を迎えます。水稻の採種組合については50周年ということで、記念式が行われたりしておりますが、これらの採種の取組について、今回このような条例をはっきりと設けていただくということで、採種に携わってる方々の、我々も含めてですが、バックボーンをしっかりと作っていただけるという気がして、非常に感謝に絶えないわけであります。今後とも、種子生産、それに関わる方たちが安心して取り組めるように引き続きお願ひするとともに、環境や状況が色々変わると思いますが、その時々に応じて、時宜にかなった検討をこれからも継続していただきたいということ

をお願いしたいと思います。以上でございます。

○山田特別委員

皆さんおっしゃるように、まず感謝から申し上げたいと思います。私はちょっと違う角度で一つお話をいたします。種子法という法律、どちらかというとも余り目立たない法律だったかと思うんですけど、今回廃止するという事で、多くの方に注目をされたと思います。種子法の廃止自身は本意ではありませんけれども、今まで都道府県や試験研究機関が担ってきた品種開発だとか種子生産の重要性が多くの方に再認識されたということは、非常に良い機会であったと思っておりますし、私自身も大変勉強させられたなと思っております。どうもありがとうございました。

○柳村部会長

私から質問させていただきます。優良品種認定の範囲について、先ほどの御説明いただいた資料の中では馬鈴しょやてん菜、一部野菜も優良品種として認定されています。つまり、今回の条例で規定される主要農作物等を越えた範囲の優良品種が認定されているわけです。その整合性について御説明いただきたいと思います。それから、2点目は、資料3の18ページの知的財産の保護の部分で、海外等への遺伝資源の流出防止については、「北海道立総合研究機構農業試験場植物遺伝資源提供要領」で対応の詳細を規定すると注釈にありますが、今回の条例は、その要領の基になる規定という理解でよろしいかという点です。よろしくをお願いします。

○青木農政部次長

1点目は、優良品種の認定は条例の対象作物以外のものも含まれているという点、2点目は知的財産に関して道総研の規定がこの条例によって裏打ちされるのかという点ですね。

○柳村部会長

そうです。おそらく今回の条例で、より法的に強化されることになるのかと思いますが、そのような解釈でよろしいかということです。

○山野寺農産振興課長

まずは優良品種の範囲についてでございますが、今回の条例の範囲は、稲・麦・大豆・小豆・えんどう・いんげん・そばでございます。まずはそれら作物の優良品種の制度について、この条例の中できちんと位置付けるということでございます。優良品種になったものについて道が関わり合いながら生産し、種子審査を行っていくというのがこの条例でございます。一方で、優良品種制度については、これまでも他の作物も優良品種として認定しており、333種類ございます。そこには馬鈴しょやてん菜・野菜等もございます。これらの作物の優良品種の認定についてどう扱っていくのかを、審議会では会長と相談をさせていただきながら、引き続き運用していきたいと考えてございます。次に

知的財産の保護でございますが、今回条例の中で、知的財産の保護を明確に表しながら、道が行うことは情報提供やその他の支援ということでございますので、道総研と連携しながら行いたいと考えております。知的財産権の保護について条例で明確に位置付けておりますので、道総研の方でも、内部のルールの中でしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えており、そのように理解をいただければと思っております。道総研ではいかがですか。

○竹内本部長

道総研の竹内です。知的財産については、道に対して色々な方々から意見が来て、条例でこのような扱いになっているのですが、育成した品種は道総研の財産ですので、知的財産の保護は道総研がやるべきことです。道の財産ではなく道総研の財産ですので、ここに書いてますように、実際は道総研以外に農研機構、民間だとホクレンも育成品種がありますから、それぞれが知的財産の保護をしっかりとやらなければいけません。我々道総研に関しては、8ページに記載されているとおり、ルールを作り、きちんと保護・管理しているということです。ですので、今御指摘があったことについては、基になる規定という位置付けではないと私は理解しますが、道総研が知的財産を保護するために、道がしっかり支援しますと、そのような一連の取組だと私は理解しております。

○貴島特別委員

資料3の15ページで、「民間業者が生産する場合」との文言がありますけれども、例えばJA以外で小規模な農家が在来種の種を育成した場合、それを優良品種として申請することは可能なのか、あるいは優良品種認定に向けて審議されるプロセスについてどのように考えているのでしょうか。

○青木農政部次長

民間が在来種などを優良品種として認定してほしいとなった場合、ということですね。そのような想定をして、どのような手続きを経て行われるのかということですね。

○山野寺農産振興課長

いわゆる在来種につきましても、既に大豆の音更大袖は在来種なんですが、優良品種として道で認定しております。また、大豆ですので、委託により原原種等を生産しております。従いまして、収量に優れているとか、病虫害抵抗性が良いとか、一定の試験はやっていただきますが、そこをクリアして、優良品種の認定の申請があった場合は優良品種に認定し、また、それが主要農作物等であれば、道が行っている生産体系の中に組み込まれる可能性は十分ございます。仕組みとしてはそのような道が開かれていると御理解ください。

○青木農政部次長

仕組みとしては農協以外も、もちろん事業者の方も、新しい品種を作って優良品種と

して認定してほしいという申請は条例の中で認められているということです。

○柳村部会長

今の話について、基本的に優良品種の認定というのは、申請に基づいて行われるものだと理解してよろしいでしょうか。

○山野寺農産振興課長

「北海道農業試験成績会議」等において研究機関の方々に審査をしていただいた上で、申請に基づいて、優良品種の認定審議会にかけられるというような制度でございます。

○柳村部会長

他に御意見、御質問などございませんでしょうか。

○川端委員

私は料理人として、生産者の方々が丹精込めて作られる農産物を活用しております。この条例に今後期待することは、本道農業にとって種子の生産や育種はとても大切なことであり、試験場や関係者の皆さんと連携しながら推進していくことだと思っています。今後の本道農業の生産が安定して、良いものが料理人である私達や消費者につながっていけばと思います。

○柳村部会長

それでは意見などはほぼ出尽くしたようでございます。条例の最終案について、本部会の意見として「妥当である」と集約したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。それでは本部会としては、この条例案について適当であると提言をさせていただきます。そして、この本部会が終了した後に予定しております審議会本体において、本部会での調査審議結果を説明しまして、最終的に「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」案について審議会の意見をまとめるようにしたいと思います。審議会の本体におきまして、様々な意見が出された場合は、審議会の副会長であります堂地委員と、会長であります私とで協議して、最終決定につきまして、審議会会長である私に一任していただく形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。それでは、本議題に関する調査審議については終了します。次の議題は「その他」でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(特になし)

それではこれで本日の議題は全て終了いたしました。全体を通しまして、皆様の方から何かございますか。

(特になし)

それでは、これで終わりたいと思います。主要農作物種子生産部会への調査審議を終えるに当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。3回にわたって、この部会での審議に参加していただきまして、どうもありがとうございます。本日も皆様から色々と御意見を頂きましたけれども、この条例案の調査審議に御協力いただいたことについてお礼を申し上げます。それからこの部会の開催に当たり、事務局では長い検討をされたことと思います。その御努力に対しても敬意を表したいと思います。ただ、今後、色々な問題の発生、新たな論点が出てくる可能性がございます。そういう意味では、この条例の施行に当たりまして、皆さんから今後も御意見を頂きたいと思っておりますし、それを元にして道の方にもこの条例の運用に当たって御努力いただきたいと考えております。これをもちまして私の挨拶に代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○山根主幹

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。御出席の皆様、大変ありがとうございました。最後に、農政部長からお礼申し上げます。

○梶田農政部長

最初にも申し上げましたとおり、今年の我々の大きな課題でありました条例を作ることにおきまして、調査審議いただきまして、ありがとうございます。条例一つをとってしましてもなかなか難しい問題がございまして、申し上げたとおり、本当に色々な考え方、色々な想い、そして色々な疑問もたくさんございます。これを一つ一つクリアしつつも、私どもは条例ができた暁には、また道民の方々、生産者の方々に丁寧に説明をして、運用に向けてしっかり取り組まなければならないと思っております。これは私ども道が作った条例ではございますけれども、北海道の、道民の条例だと私どもは理解してございます。この点からも、この条例の目的がしっかり達成されて、本当にこの条例ができて良かったんだ、これによって北海道の農業、そして北海道が発展していくという大きな考え方に沿って進めていきたいと思っております。引き続き、委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

○山根主幹

これをもちまして、「30年第3回北海道農業・農村振興審議会 主要農作物種子生産部会」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。